

---

議題	2021 年 6 月開催会計基準アドバイザー・フォーラムへの対応
項目	第 3 次アジェンダ協議への ASBJ の対応案

---

## 本資料の目的

1. 本資料は、2021 年 6 月開催会計基準アドバイザー・フォーラム（ASAF）において議論される予定の IASB 情報要請「第 3 次アジェンダ協議」（以下「情報要請」という。）（コメント期限：2021 年 9 月 27 日）の ASBJ の発言案<sup>1</sup>を説明することを目的としている。

## ASAF メンバーへの質問事項

2. 2021 年 6 月開催 ASAF における ASAF メンバーへの質問事項は以下のとおりである（基本的に、情報要請の質問事項と同じである）。

（IASB の活動の戦略的方向性及びバランス）

IASB の 6 つの主要な活動（本資料第 15 項参照）の全体的なバランスについてのフィードバックが求められている。具体的な質問は以下のとおりである。

- それぞれの活動に配分するリソースを増やすべきか、変えずにおくべきか、減らすべきか。それはなぜか。それぞれの活動に含まれる具体的な作業で増やすべきものや減らすべきものがあればそれも指摘されたい。
- 現在の IASB の業務の範囲内で実施すべき他の活動はあるか。

（IASB の作業計画に追加される可能性のある財務報告上の論点の優先順位を評価するための判断規準）

- IASB は判断規準を適切に識別しているか。それはなぜか。
- IASB が検討すべき他の判断規準はあるか。それは何であり、それを検討すべき理由は何か。

（IASB の作業計画に追加される可能性のある財務報告上の論点）

- 情報要請で説明されている潜在的なプロジェクトの優先順位（高、中又は低）はどの程度であり、それはなぜか。

---

<sup>1</sup> 発言案の内容は、今後 ASBJ が提出する予定の情報要請に対するコメント・レターの総論に含めることを想定している。

- IASB が 2022 年から 2026 年までの作業計画に追加すべき他の財務報告上の論点はあるか。

(その他)

- IASB の活動や作業計画について、その他にコメントはあるか。

## 過去のアジェンダ協議における意見発信

3. 情報要請の議論に入る前に、過去のアジェンダ協議における ASBJ からの意見発信の内容について確認する。

### (2011 年アジェンダ協議)

4. 2011 年アジェンダ協議では、IASB が識別した 2 つの区分（「財務報告<sup>2</sup>の開発」及び「既存の IFRS の維持管理」）のうち、「既存の IFRS の維持管理」に重点を置くべきであると主張した。また、「既存の IFRS の維持管理」に関連して、①適用後レビューの範囲の拡大と充実、②IFRS の解釈に関する取組みの充実を求めた。
5. 「財務報告の開発」においては、「概念フレームワーク（表示と開示のフレームワークを含む）」、「財務報告に係る戦略的論点の調査研究」、「基準レベルのプロジェクト」のいずれも重要であるとしたうえで、概念フレームワークの改善と、開示フレームワークの確立、全体的な開示内容及び量の見直しが必要であると主張した。概念フレームワークの改善においては、当期純利益の概念と OCI のリサイクリングについて優先的に取り上げる必要があり、また、健全性の観点から、慎重性の考え方を再導入することを主張した。
6. IASB のリソースの配分については、短期的な視点だけではなく、中長期的な観点から、グローバルな会計基準のあり方についての戦略的なリサーチに費やすべきであると主張した。また、リソースの制約は、個々のアジェンダに関して精力的にリサーチを進めている各国基準設定主体のリソースを利用することで緩和される可能性があり、ASBJ も、積極的にリソースを提供する用意があると述べた。
7. 基準設定の重要性が高い項目としては、次のものを挙げた<sup>3</sup>。

(1) OCI とリサイクリング

---

<sup>2</sup>（事務局注）財務報告基準を指すと考えられる。

<sup>3</sup> これらの項目は、必ずしも協議文書に記載されていなかったが、これらの項目に取り組むことによって、IFRS の改善を図ることができ、世界中の市場関係者の便益につながると考えているとした。

- (2) 公正価値測定の適用範囲
  - (3) 開発費の資産計上
  - (4) のれんの非償却
  - (5) 固定資産の減損の戻入れ
  - (6) 機能通貨
8. また、リソースに余裕がある場合に取り上げるべき項目として共通支配下の企業間の企業結合を挙げ、削除すべき項目として、負債—IAS 第 37 号の改訂を挙げた。さらに、財務諸表表示プロジェクトのうち、直接法キャッシュ・フロー計算書を前提とするプロジェクトの進行に懸念を示した。

### (2015 年アジェンダ協議)

9. IASB がリソースの配分を決定する際の考慮要因について、概ね支持するものとした。
10. また、どのアジェンダを取り上げるかについて決定する前に、IASB が適用後レビューの役割と各国基準設定主体及び地域グループが実施する協議の役割を明確にすることを求めた。
11. 我が国の関係者の視点から、極めて重要かつ緊急であるリサーチ・プロジェクトとして、以下を挙げた。
- (1) のれんの償却
  - (2) 「概念フレームワーク」の改善
  - (3) 開示原則の開発
12. また、世界中の幅広い利害関係者から IASB が受け取るであろうコメントに関する ASBJ の理解を要約したものとして、相対的な重要度及び緊急度を次のように整理した<sup>4</sup>。

---

<sup>4</sup> 基本財務諸表プロジェクト及び IAS 第 37 号の見直しに関するプロジェクトについては、その内容によって重要度や緊急度の評価が変わるため、表に含めていない。

緊急度 重要度	高	中	低
高	のれん及び減損 開示に関する取 組み — 開示原 則 <sup>5</sup>	持分法 資本の特徴を有する金融商品 退職後給付 開発費	該当なし
中	該当なし	事業の定義 動的リスク管理 排出物価格設定メカニズム 株式に基づく報酬 IFRS 第5号の見直し	共通支配下の企業結合
低	該当なし	法人所得税	割引率

13. アジェンダ協議の間隔について、3年から5年に変更するという提案を支持しなかった。IASBが、新プロジェクトを作業計画に追加するか否か、また、既存プロジェクトを作業計画から削除するか否かを決定するために、十分かつ適時なインプットを入手できなくなるリスクをもたらすことになるためである。

### 第3次アジェンダ協議のコメントの方向性

14. 情報要請の構成に従って、以下の点についてコメントする。

- (1) IASBの活動の戦略的方向性及びバランス
- (2) IASBの作業計画に追加される可能性のある財務報告上の論点の優先順位を評価するための判断規準
- (3) IASBの作業計画に追加される可能性のある財務報告上の論点

<sup>5</sup> 開示プロジェクトについては、財務諸表利用者から、段階利益（営業利益を含む。）や非IFRS情報（EBITDA等）の開示について、特に高い関心が聞かれている。

**(IASB の活動の戦略的方向性及びバランス)**

15. 情報要請は、現在のリソース水準が 2022 年から 2026 年まで不変であることを前提に、リソースを次のように配分することを提案している。

新 IFRS 基準書及び IFRS 基準書の大規模修正の開発	40%-45%
IFRS 基準の維持管理及びその一貫した適用の支援	15%-20%
IFRS for SMEs 基準の開発及び維持管理	5%
IFRS タクソノミの開発及び維持管理によるデジタル財務報告の支援	5%
基準の理解可能性及びアクセスのしやすさの改善	5%
利害関係者との対話	20%-25%

なお、情報要請では、評議員会による IFRS 財団の戦略の見直しの結果、新しいサステナビリティ基準の審議会との間の相互関係を支援するために、IASB のキャパシティを必要とする可能性があるとしている。

16. IASB の活動の戦略的方向性及びバランスについて、以下のコメントをすることが考えられる。
- (1) 会計基準を改善するためには、短期的に解決可能なプロジェクトだけでなく、合意形成が困難なプロジェクトにも時間をかけて取り組む必要がある。短期的な解決策がない論点についても、中長期的な観点からリサーチを行うことが重要であり、そのために一定のリソースを中長期的なリサーチに配分すべきである。
- (2) 我々は、サステナビリティ基準の審議会の設立によって IASB が基準開発のために利用できるリソースが減ることに同意しない。したがって、サステナビリティ基準の審議会の設立によって IASB のリソースが必要となる場合、IASB が基準開発のために利用できるリソースが減ることのないように、リソース水準を不変とするのではなく、増加させるべきであると考えます。

**(IASB の作業計画に追加される可能性のある財務報告上の論点の優先順位を評価するための判断規準)**

17. 情報要請は、潜在的なプロジェクトを作業計画に追加すべきかどうかを決定するにあたっての判断規準として、次の 7 つを挙げている。
- (1) 投資者にとっての当該事項の重要度
- (2) 企業が財務報告書においてその種類の取引又は活動を報告する方法に欠陥があるかどうか

- (3) 当該事項が影響を与える可能性の高い企業の種類（当該次項が一部の法域で他の法域よりも一般性が高いかどうかを含む）
  - (4) 当該事項がどのくらい普及しているか又は企業にとってどのくらい重大か
  - (5) その潜在的プロジェクトの作業計画上の他のプロジェクトとの相互関係
  - (6) その潜在的プロジェクト及び解決策の複雑性及び実行可能性
  - (7) その潜在的プロジェクトを適時に進捗させるための当審議会及び利害関係者の対応能力
18. IASB が優先順位を評価するための判断規準について、以下のコメントをすることが考えられる。
- (1) 財務情報の比較可能性の促進と、高品質な会計基準の単一のセットという長期的な目標の達成にあたり、「米国会計基準とのコンバージェンス」は、考慮すべき重要な要因であると考えられる。
  - (2) 前項(6)（その潜在的プロジェクト及び解決策の複雑性及び実行可能性）を重視しすぎると、中長期的な観点からリサーチを行うことが難しくなる。前述のとおり、我々は、合意形成が困難プロジェクトにも時間をかけて取り組む必要があり、一定のリソースを中長期的なリサーチに配分すべきであると考えている。前項の判断規準はプロジェクトの性質によって柔軟に使い分けるべきであると考えられる。

**(IASB の作業計画に追加される可能性のある財務報告上の論点)**

19. 情報要請は、2021年3月現在のIASBの作業計画に含まれるプロジェクトは以下のとおりであるとしている。

リサーチ・プロジェクト	
共通支配下の企業結合	資産のリターンに応じて決まる年金給付
動的リスク管理	IFRS 第10号、IFRS 第11号及びIFRS 第12号の適用後レビュー
持分法	IFRS 第9号の適用後レビュー—分類及び測定
採掘活動	IFRS for SMEs 基準の第2次包括レビュー
のれん及び減損	
基準設定プロジェクト	

開示に関する取組み — SMEs である子会社	経営者による説明
開示に関する取組み — 的を絞った基準レベルの開示のレビュー	基本財務諸表
資本の特徴を有する金融商品	料金規制対象活動
<b>維持管理プロジェクト</b>	
返還の利用可能性	セール・アンド・リースバックにおけるリース負債
単一の取引から生じた資産及び負債に係る繰延税金	引当金—的を絞った改善
交換可能性の欠如	

20. また、情報要請は、潜在的なプロジェクトの候補として次の 22 項目を挙げている。

<b>潜在的なプロジェクト<sup>6</sup></b>	
① 借入コスト	⑫ 法人所得税
② 気候関連リスク	⑬ インフレーション*
③ コモディティ取引	⑭ 無形資産
④ 暗号通貨及び関連取引	⑮ 期中財務報告
⑤ 非継続事業及び処分グループ*	⑯ マイナス金利
⑥ 割引率	⑰ 事業セグメント
⑦ 従業員給付	⑱ その他の包括利益
⑧ 費用—棚卸資産及び売上原価	⑲ 排出物価格設定メカニズム*
⑨ 外国通貨	⑳ 個別財務諸表
⑩ 継続企業	㉑ キャッシュ・フロー計算書及び関連事項
⑪ 政府補助金	㉒ 変動対価及び条件付対価*

21. IASB の今後の作業計画について、以下のコメントをすることが考えられる。

(1) 今後、最優先プロジェクトは以下のプロジェクトであると考えられる。

① のれん及び減損

現在、リサーチ・プロジェクトに分類されているが、のれんの償却を再導入すべきか否かを検討している点は歓迎している。近い将来、基準設定プロジェクトに進むことを希望する。また、IASB が FASB とのコンバージェンスを視

<sup>6</sup> アステリスク (\*) を付したプロジェクトは、現時点ではリサーチ・パイプライン・プロジェクトである。

野に入れて議論を進めることを希望する。

② その他の包括利益（リサイクリング）

本プロジェクトは複数のプロジェクトにまたがるプロジェクトであり、リサーチ・プロジェクトの「IFRS 第9号の適用後レビュー—分類及び測定」、潜在的なプロジェクトの「⑦従業員給付」、「⑱その他の包括利益」が関連する。改訂された概念フレームワークに従ったリサイクリングが要求されるように基準改訂が行われることを希望する。

③ 開示原則

現在、基準設定プロジェクトに分類されているが、公開草案の内容をみる限り、開示の改善は限定的になることを懸念している。

④ 持分法

現在、リサーチ・プロジェクトに分類されており、適用上の疑問点に IAS 第28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」の諸原則を識別し、説明することによって対処できるかどうかを評価することとされている。持分法会計が適用される投資について、どのような場合に一行連結の側面を重視し、どのような場合に測定技法の側面を重視すべきかを明確にすべきである。

(2) 「経営者による説明」プロジェクトの作業は、今後、設立することが予定されている国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）の作業と重複する可能性が高い。IFRS 実務記述書（PS）第1号「経営者による説明」の改訂が提案されているところであるが、今後も IASB が扱うべきか、議論する必要があると考えられる。

(3) 前述のとおり、我々は、一定のリソースを中長期的なリサーチに配分すべきであると考えている。具体的には、以下の項目をリサーチ・プロジェクトとして取り上げることが考えられる。

① IAS 第38号「無形資産」を包括的に見直すリサーチ・プロジェクト

IAS 第38号は資産が無形である点に着目した会計基準であるが、経済的実態が有形と同じであるにもかかわらず無形であるために異なる会計処理が求められることがあり、改善が必要である。特に、売買目的で保有する資産は通常、FVPL で測定すべきところ、無形資産である場合には FVPL で測定できないのは問題である。

このリサーチ・プロジェクトでは、現在、認識されている無形資産の会計処



理を対象とすべきであり、認識する無形資産の範囲を拡大することを目的とすべきではないと考える。自己創設無形資産を認識しないことは、会計の重要な前提条件であり、堅持すべきであると考えている。

② IAS 第 19 号「従業員給付」を包括的に見直すリサーチ・プロジェクト

前述のとおり、我々は、確定給付型制度のリサイクリングについて、改訂された概念フレームワークに従いリサイクリングが要求されるように基準改訂すべきであると考えているが、IAS 第 19 号にはリサイクリング以外にも検討すべき論点があると考えている。例えば、確定給付型制度と確定拠出型制度の特徴を併せ持つハイブリッド型の制度の会計処理について、我が国においても一定の問題意識がある。

**ディスカッション・ポイント**

2021 年 6 月 ASAF 会議における ASBJ の発言案（本資料第 16 項、第 18 項及び第 21 項）について、ご意見をいただきたい。

以 上